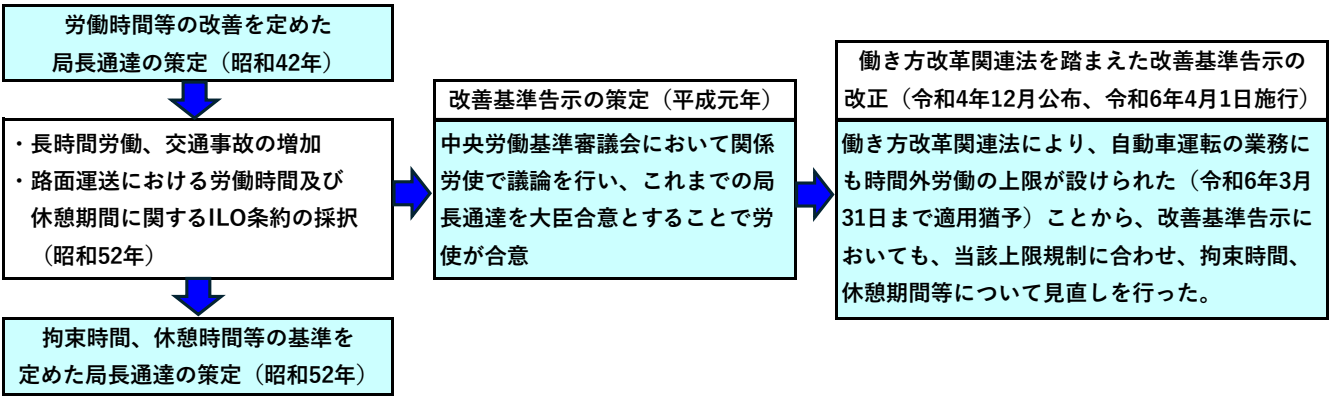


今号のテーマ **トラック運転者の改善基準告示(物流働き方改革)について**

改善基準告示とは「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（厚生労働大臣告示）」のことを言い、自動車運転者の長時間労働を防ぐことは、労働者自身の健康確保のみならず、国民の安全確保の観点からも重要であることから、トラック、バス、ハイヤー・タクシー等の自動車運転者について、労働時間等の労働条件の向上を図るため拘束時間の上限、休息期間について基準等が設けられています。

改善基準告示は、法定労働時間の段階的な短縮を踏まえて見直しが行われた平成9年以降、改正は行われていませんでしたが、令和4年12月に自動車運転者の健康確保等の観点により見直しが行われ、拘束時間の上限や休息期間等が改正されました（令和6年4月1日施行）。

 改善基準告示制定の経緯



 改善基準告示改正のポイント

	改正前	改正後	
1年の拘束時間	3,516時間	原則：3,300時間	
1か月の拘束時間	原則293時間 最大320時間	原則：284時間 最大：310時間	※1年の拘束時間が3,400時間を超えない範囲で年6回まで。 ※284時間を超える月が3か月を超えて連続しないこと。 ※月の時間外・休日労働が100時間未満となるよう努める。
1日の拘束時間	原則：13時間以内 最大：16時間以内 ※15時間超は1週間2回以内	原則：13時間以内 最大：15時間以内	※14時間超は1週間2回以内
休息期間	継続8時間以上	継続11時間を基本とし、9時間下限	
連続運転時間	4時間を超えないこと。 ※30分以上の休憩の確保 （1回10分上で分割可）	4時間を超えないこと。	※30分以上の休憩の確保 （1回概ね10分上で分割可） ※「1回概ね10分上」とは、10分未満の運転の中断が3回 以上連続しないこと。 ※運転の中断は、原則休憩とする。